

## 令和 8 年度「早島町自主文化事業 シネマ・コンサート」業務委託仕様書

### 1 業務名

令和 8 年度「早島町自主文化事業 シネマ・コンサート」実施業務

### 2 適用

本仕様書は、早島町が発注する、令和 8 年度「早島町自主文化事業 シネマ・コンサート」を実施するうえで必要な事項を定めるものである。

### 3 目的

民間の技術とアイデアを取り入れることで、早島町民が優れた文化に触れ、日常生活に豊かさと幸せが実感できる機会を創出するとともに、町外にも情報発信し、早島を訪れる機会を創出することで、関係人口の増加を図ることを目的とする。

### 4 委託期間

契約締結日から令和 9 年 3 月 31 日までとする。

### 5 委託料

金 2,653,000 円（消費税及び地方消費税を含む）を上限とする。

※上記金額には、事業実施にかかる全ての経費を含む。

### 6 業務内容

#### (1) 映画上映事業

事業名称：早島町町制施行 130 周年記念事業「ハヤシネマ」とすること

上映作品：町の委託事業であることを常に念頭において、受託者の責任において決定すること

実施日時：原則 1 回とし、提案で追加することは可。日時は以下のとおり  
令和 8 年 8 月 15 日（土）9 時～17 時

上映回数：上記日時に 1 日 1 回上映すること

会場：早島町町民総合会館「ゆるびの舎」文化ホール

収容人員：547 名（車椅子席 4 席を含む）

会場使用料：受託者負担。料金については、早島町町民総合会館の設置及び管理に関する条例に定める料金（備品・空調使用料含む）。

チケット販売：受託者にて行うこと（発注者に依頼する場合は、提案書提出前に発注者との調整を行うこと）

チケット売上：全額受託者収入とし、価格設定は受託者にて行うこと

その他：来場者が、早島町文化施設及び観光施設を訪れるインセンティブとなる企画提案を行うこと

## (2) コンサート事業

事業名称：早島町町制施行 130 周年記念事業「コンサート名（仮）」とすること

公演内容：会場等の特性を生かした、質の高いプロによるコンサートを実施すること

実施回数及び日時：1 回。令和 9 年 3 月 20 日（土）9 時～17 時

公演回数：上記日時に 1 回公演すること

会場：早島町町民総合会館「ゆるびの舎」文化ホール

収容人員：547 名（車椅子席 4 席を含む）

会場使用料：受託者負担。料金については、早島町町民総合会館の設置及び管理に関する条例に定める料金。（備品・空調使用料含む）。

チケット販売：受託者にて行うこと（発注者に依頼する場合は、提案書提出前に発注者との調整を行うこと）

チケット売上：全額受託者収入とし、価格設定は受託者にて行うこと

## 7 著作権の帰属

受託者は、本業務における成果物の著作権を早島町に譲渡するものとする。

## 8 受託者の責任

(1) 常に善良なる管理者の注意を持って業務遂行し、業務の進捗状況について確認のうえ、適宜報告すること

(2) 企画提案内容については、責任を持って実施すること

(3) 来場者の安全を最優先として十分な危機管理体制のもと事業運営を行うこと

(4) 関係法令等を遵守し、その適用及び運用は受託者の責任において適切に行うこと

(5) 業務上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならず、契約の解除及び期間満了後においても同様とすること

(6) 個人情報について、本業務の遂行に際し、個人情報保護法を遵守すること

## 9 実施報告書の提出

本業務完了後、受託者は開催の様子（写真）や来場者数、内容、受託者の所感がわかる報告書（映画上映後、コンサートの各回後）を作成し、3 月 31 日までに発注者に提出すること

## 10 支払方法

発注者は業務の履行確認後、適正な受託者の請求に基づき、契約金額を一括して支払うものとする

## 11 その他

この仕様書について、疑義が生じたとき又は定めのない事項や細部の業務内容は、その都度、発注者と受託者で協議すること